仕様書

建設局土木管理部土木管理課
（担当：藤井，大野）

１．件名

十条換気所３階誘導灯設備他修繕

２．履行期間

契約日の翌日から令和９年３月26日までとする。

３．履行場所

施設名：十条換気所（京都市伏見区深草中川原町地内）

４．業務内容

- 会議室の誘導灯２台をパナソニック FA20312C LE1 に既存器具を取り外し交換する。なお、表示板の図柄は別紙写真による。
 ※吊下げ部材は再利用（器具加工は本修繕で行うこと。）
- 会議室の誘導灯１台をパナソニック FA10312C LE1 に既存器具を取り外し交換する。なお、表示板の図柄は別紙写真による。
- 会議室の既設照明器具13台を、パナソニック XFX440VENLE9 に既存器具を取り外し交換する。
 ※既存開口部が小さい場合は開口含む。また、開口部が大きい場合は天井同色のベークライト板等で隙間を埋め体裁を整えること。
- 会議室の既設非常用照明器具４台を、パナソニック XDL442VGNLE9 に既存器具を取り外し交換する。
 ※既存開口部が小さい場合は開口含む。また、開口部が大きい場合はベークライト板等で隙間を埋め体裁を整えること。

５．その他

- 現況及び修繕個数等は、別紙図面及び写真による。
- ※天井高は全体に3.5mを超えているので注意すること。
- 既設アンカーボルトは、再使用は可とする。
 長さ調整は本修繕に含む。
- 照明器具の下に作業机等があるので、ビニールシート等で養生を行うこと。
- 照明器具を取替えは、作業予定日は第二または第四の木曜日に実施することとし、日程は事前に市職員と協議のうえ、決定する。
 ※アンカーボルトの打ち直し等の騒音作業は可能な限り、午前中に集中させること。
- 廃材処理は適切に行うこと。

- 現場打合せ時に、電気工事士の免許書を本市職員に提示すること。
- 完了後に報告書（絶縁測定結果、作業写真等）を作成し、提出すること。

６．提出方法ほか

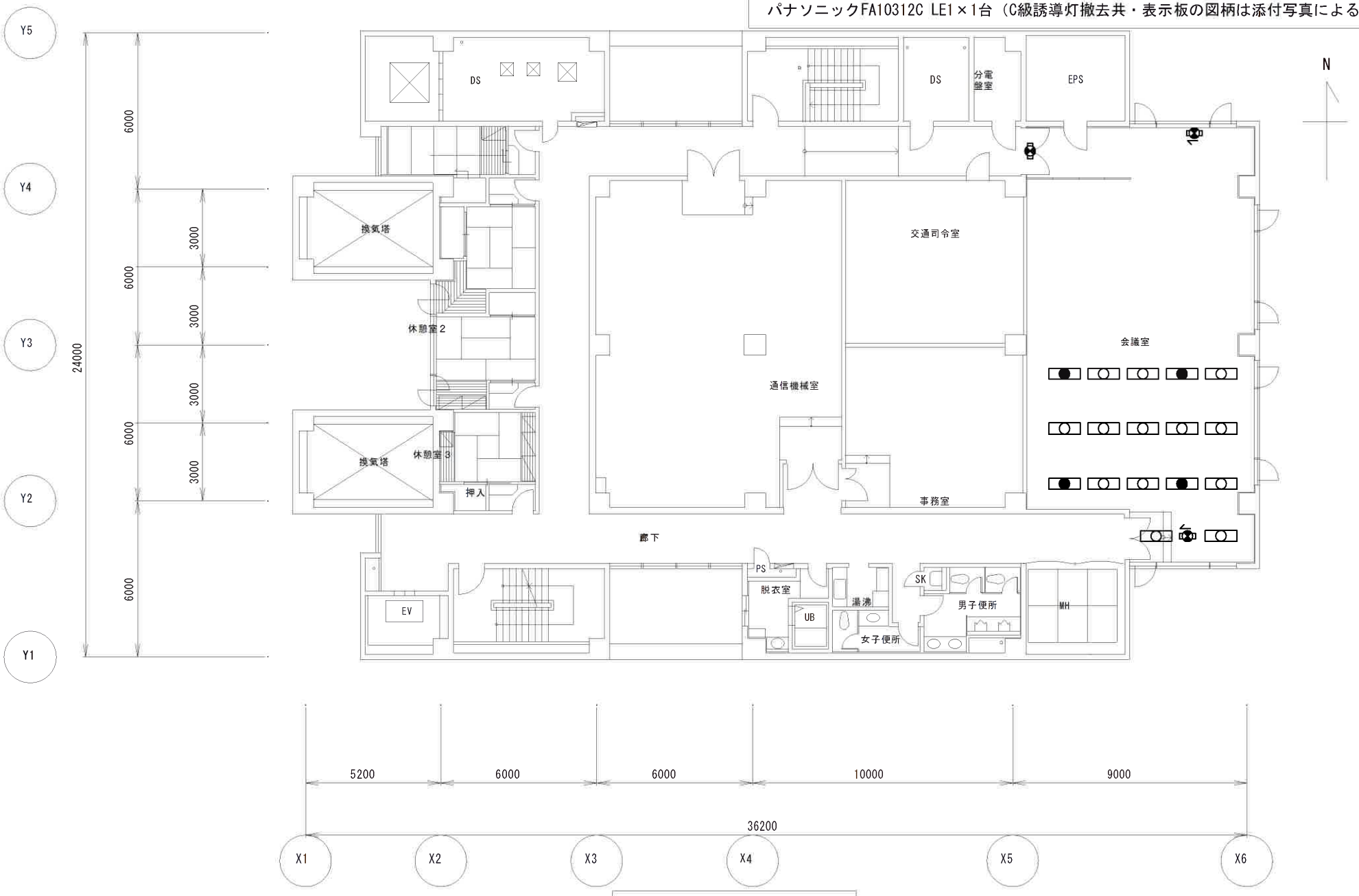
- 見積書の宛先は「京都市長」とすること。
- 見積書は、市内中小企業（本市の区域内に本店又は主たる事務所がある中小企業）で、本市の競争入札参加有資格者名簿の種目別名簿に電気工事で登録（格付等級は問わない）されている企業を対象に徴収する。
- 見積件名は「十条換気所３階誘導灯設備他修繕」とする。
- 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載すること。
- 見積書には納期を記載すること。
- 見積書は原本郵送またはメールのいずれかにて送付すること。
- 送付の際は担当者のお名前（フルネーム）及び連絡先を見積書に明記すること。
- 契約予定相手方のみに連絡を行う。
- 品名品番指定のものについては、同等品の納入は認めない。
- 新品とする。

７．問合せ及び見積送付先

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局土木管理部土木管理課（京都市役所分庁舎3F）
担　当：藤井
電　話：222-3591（河川整備課番号）
E-mail：fujce848@city.kyoto.lg.jp

会議室

パナソニックXFX440VENLE9×13台（埋込下面開放FLR40×2灯用撤去共）
パナソニックXDL442VGNLE9×4台（埋込下面開放FLR40×2灯用撤去共）
パナソニックFA20312C LE1×2台（B級誘導灯撤去共・表示板の図柄は添付写真による。）
パナソニックFA10312C LE1×1台（C級誘導灯撤去共・表示板の図柄は添付写真による。）



十条換気所 3階平面図

＜会議室内＞



＜会議室内誘導灯南側（B 級）＞



＜会議室内誘導灯北側（B 級）＞



＜会議室内誘導灯西扉上（C 級）＞

